○農林水産省告示第二千七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町山下字上屋敷山平九二四、字鈴ノ子一〇五三の一、一〇五三の二、字庵ケ廻一三三八の一、一三三八の四、字新立一三三九の一（次の図に示す部分に限る。）、字家ノ背戸一五〇九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県安来市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

安来市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県江津市松川町市村三八七続二、三九〇続一、五三一、五三二、六六四、六六六、六七〇、六七〇の一、六七一、六七五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水郡長島町川床字牧ノ迫二二一三の二（次の図に示す部分に限る。）、二二一四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市武本字菖蒲迫三二三一の一、三二三一の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市鶴川内字上田代七七〇三、七七〇五、七七〇六、七七二〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県奈良市杣ノ川町八六の三・別所町四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県庁及び奈良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町岩立字桝水高原一〇の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、九の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）